いじめ防止対策の基本方針

平成 26 年 4 月　策定
平成 30 年 6 月　改定
令和３年　９月　改定
令和８年 10 月　改定

静岡県立静岡商業高等学校

改定にあたって

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」（令和 7 年 5 月改定）、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和 6 年 8 月改訂）、及び令和 6 年 11 月 8 日いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議決定「いじめ防止対策の更なる強化について」等の内容を踏まえ、本校の実情に即して見直しを行い、令和 8 年 9 月に改定したものである。

改定の主なポイントは、①重大事態発生時における 24 時間以内の管理職への報告の徹底、②いじめ対策委員会の開催基準・議事録作成の明確化、③ネット上のいじめへの対応の章立て、④重大事態調査における第三者性の確保及びいじめ調査アドバイザーの活用、⑤教育・福祉・警察等との連携強化、⑥平時からの備えに関する自己点検チェックリストの整備、の 6 点である。

目次

第 1 章　いじめ防止の基本的な事項
第 2 章　いじめ対策組織
第 3 章　いじめの未然防止
第 4 章　いじめの早期発見
第 5 章　いじめへの対処
第 6 章　ネット上のいじめへの対応
第 7 章　重大事態への対応
第 8 章　関係機関との連携強化

別紙（校内資料のため Web 版では非公開）
＊静商いじめ防止対策年間計画
＊調査記録用紙
＊聞き取りシート（事情聴取記録シート）
＊「いじめ重大事態に対する平時からの備え」自己点検チェックリスト
＊相談窓口・関係機関連絡先一覧

第１章　いじめ防止の基本的な事項

1　いじめの定義

いじめ防止対策推進法第２条（以下、法２条）
いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

本校の授業やホームルーム、部活動など学校生活のあらゆる場面で、いじめに当たり得る行動には次のようなものがある。

・悪口や冷やかしを言われたり、脅すような言葉を向けられたりする
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・遊びやじゃれ合いのふりをして体をぶつけられたり、軽く叩く・蹴るなどされたりする
・強くぶつかられる、殴られる、蹴られるなど、体に直接危害を加えられる
・金品をたかられる
・私物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌がっていることや恥ずかしいこと、危険なことを無理やりさせられる
・SNS やメールなどを使って悪口を書かれたり、嫌な思いをさせられたりする　など

一つひとつの行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。本校では簿記や情報処理の実習、資格取得に向けたグループ学習など、生徒同士が近い距離で関わる場面が多く、けんかやふざけ合いに見える場面でも、目の届かないところで被害が発生していることもあり得る。「心身の苦痛を感じているか」という基準だけで判断せず、苦痛をうまく言葉にできなかったり、本人がいじめだと自覚していなかったりするケースもあるため、当該生徒の周りの状況をしっかりと確認することが必要である。特定の教職員だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会を的確に運用し、情報を共有しながら複数の視点で確認することが求められる。

※平成 29 年 3 月の基本方針改定
・旧方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正（「けんかを除く」という記述を削除）
けんかや遊びのつもりであっても、部活動や実習中のグループ活動など見えないところで実質的な被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

重要なのは、苦痛を見逃さないこと。いじめを認知することと、いじめとして対応するということを明確に区別する。

2　いじめの理解

いじめは、本校のどの生徒にも、どこでも起こりうるものである。特に嫌がらせや意地悪といった「暴力を伴わないいじめ」は、加害・被害の立場が固定されず入れ替わりながら多くの生徒が経験しうるものである。こうした「暴力を伴わないいじめ」も、繰り返されたり集団から集中して行われたりすれば「暴力を伴ういじめ」と同様に生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめた・いじめをうけたという二つの立場の関係だけでなく、ホームルームや部活動、資格取得に向けた学習グループなどの集団の中で、規律が乱れたり問題を隠蔽したりする空気が生まれていないか、面白がってはやし立てる「観衆」や、気づいていながら関わろうとしない「傍観者」の存在にも目を向け、集団としていじめを許さない雰囲気を日常的に育てていく必要がある。

3　いじめ防止等に関する共通認識

本校の教職員と生徒が、ホームルームや部活動、実習など学校生活のあらゆる場面で共通の認識を持

てるよう、次の(1)～(7)を基本的な理解として周知する。

(1) いじめは、本校を含めどの生徒にも、どの学校でも起こりうる問題である。
(2) いじめは相手の人権を侵害する行為であり、人として決して許してはならない。
(3) いじめは教職員の目が届きにくいところで起こりやすく、実態の把握が難しい。
(4) いじめられる方にも非があるという捉え方は誤りである。
(5) いじめの態様によっては、暴行、恐喝、強要など刑罰法規に抵触することがある。
(6) いじめが起こる背景には、教職員の生徒理解や指導の在り方が問われる面もある。
(7) いじめの解消に向けては、学校・家庭・地域が役割を分担しながら一体となって取り組む必要がある。

第2章　いじめ防止対策組織

1　名称

いじめ防止対策委員会

2　構成員（11名）

委 員 長　校長

副委員長　副校長

委　　員　〇教頭、生徒指導主事、保健課長、教育相談室長、各学年主任・学級担任、養護教諭

追加委員　部活動顧問、教科担当、人権教育担当教諭、該当生徒に関係の深い教員等を必要に応じて追加する。

さらに、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールロイヤーなど、外部の専門家に協力を求める。

いじめ対策チーム

上記のうち、教頭・生徒指導主事・保健課長・教育相談室長・該当学年主任・学級担任・養護教諭を初期対応のメンバーとし、いじめ（疑いも含む）に関する情報を得た際、緊急・機動的に初期対応を核となって行う。

3　役割

学校におけるいじめ防止対策、いじめの早期発見、いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担う。

(1) いじめ防止基本方針の策定・検証・改定
(2) いじめの未然防止
(3) いじめの早期発見対応のための調査
(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
(5) 教職員の指導力向上のための校内研修（いじめの心理、SNSトラブル対応等）の企画・実施
(6) 年間計画の立案、運営、検証、改善
(7) いじめの事実確認と対応
(8) 重大事態への対応
(9) 年間計画の進捗状況の確認及び各取組の有効性についての点検

4　いじめ防止対策委員会の開催基準及び認知の報告

生徒又は保護者からいじめに関する訴えがあった際は、必ずいじめ防止対策委員会を開催して、いじめの認知を検討する。委員会は議事録を作成し、保存する。

いじめを認知した場合は、速やかに設置者（静岡県教育委員会高校教育課）へ報告する。また、文部科学省ガイドラインに基づき、いじめ・重大事態疑いに関する情報を認知した際は、24 時間内に管理職へ報告するとともに、学校いじめ対策組織で情報を集約・共有し、速やかに管理職が学校の設置者（県教育委員会）に報告する。

5　生徒課と教育相談室の連携体制

いじめ対応においては、生徒指導の側面を担う**生徒課**と、心理的支援の側面を担う**教育相談室**（スクールカウンセラーを含む）が、車の両輪として密接に連携する。

生徒課は、いじめ事案発生時における事実確認、関係生徒からの事情聴取、加害生徒への指導、警察や関係機関との連絡調整、いじめ対策防止委員会への報告・進行管理を主に担う。教育相談室は、被害生徒・加害生徒双方の心のケア、保護者面談を含む継続的なカウンセリング、日常の教育相談やアンケートを通じた生徒の心情把握、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連絡調整、及び被害生徒の登校支援を主に担う。

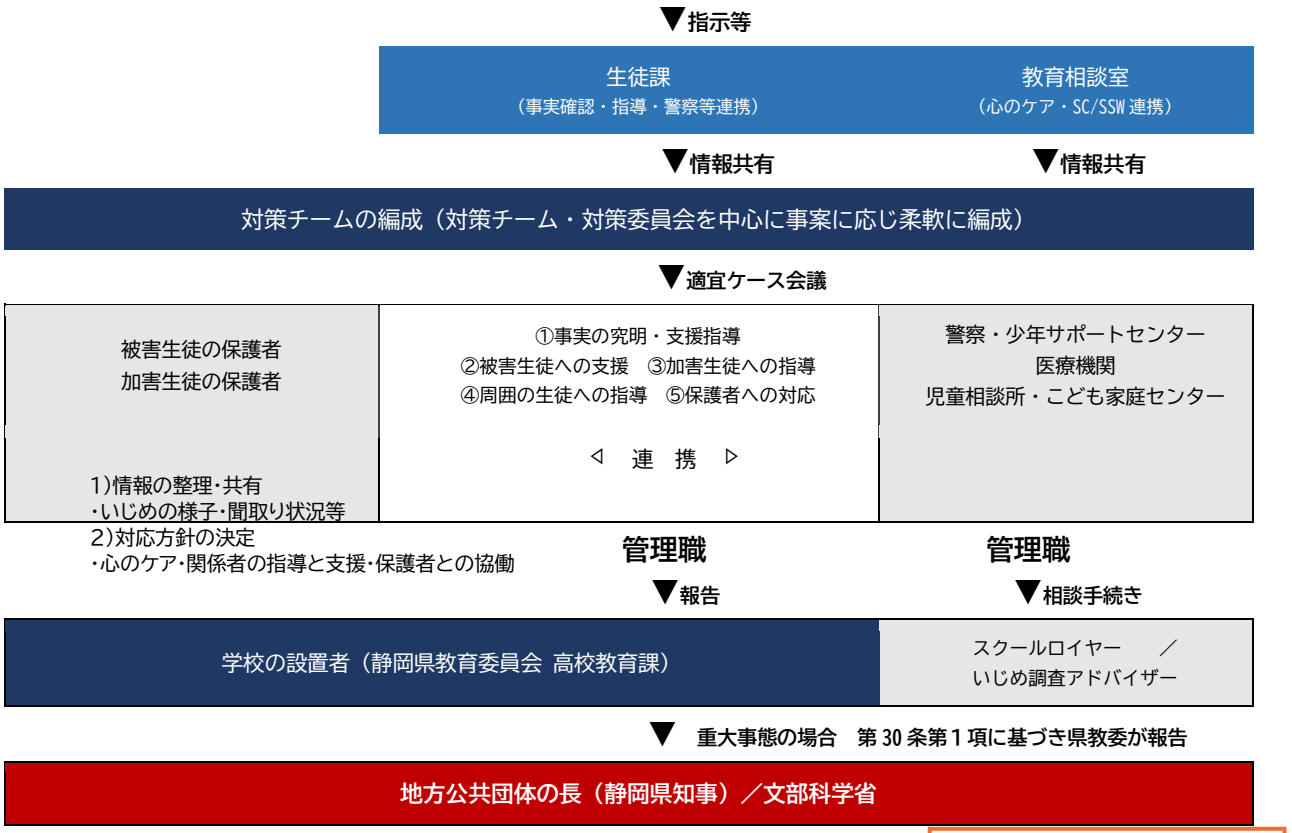
いじめ（疑いを含む）の情報を得た場合、生徒課はただちに教育相談室と情報を共有する。生徒課が事実関係の聴取・整理を進める一方で、教育相談室は聴取と並行して被害生徒の心のケア・見守りを開始し、必要に応じて加害生徒への心理的支援も行う。教育相談室が個別相談やアンケートを通じて把握した「本人が言い出しにくい」情報については、本人の同意を得た上で速やかに生徒課へ伝達し、組織的対応につなげる。逆に、生徒課が把握した加害・被害の状況は速やかに教育相談室へ伝達し、心理面のケア方針に反映させる。

生徒課長・教育相談室長は、いじめ対策チームの中核として、適宜ケース会議で対応状況・生徒の様子を共有し、緊急性が高い事案については随時、管理職を交えて協議する。役割分担を明確にしつつも情報を一元化し、被害生徒の安全確保と心のケア、加害生徒の指導と成長支援の両立を図る。

6　組織図・連絡系統図

いじめ対策委員会を中心とした組織体制及び、発見から設置者･地方公共団体の長に至る連絡系統を、下図のとおり図式化する。教職員は、いじめ（疑いを含む）に関する情報を得た際、独断で判断せず、必ず本系統図に沿って報告する。





【凡例】
※重大事態（法第 28 条第 1 項）に該当する場合
　24 時間以内に管理職へ報告し、学校の設置者（教育委員会）を通じて地方公共団体の長へ報告する（法第 30 条第 1 項）。
※生徒課と教育相談室は、事実確認（生徒指導）と心のケア（教育相談）の両輪として、適宜ケース会議で情報を統合する。

いじめの解消に向けた指導･支援
いじめの未然防止に向けた取組

いじめが解消された状態とは
すくなくとも3カ月間いじめの行為が止んでいること
被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

第 3 章　いじめの未然防止

1　基本的な考え方

　いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

　問題が起きてから対処する事後対応型の発想から、問題そのものが起こりにくい学校づくりを目指す未然防止型の発想へと転換する。本校の教育活動全体を通じて健全な社会性や感謝の気持ちを育み、善悪をはっきり伝えていくことこそが学校教育本来の役割であるとの立場に立ち、被害を防ぐという観点だけでなく、生徒を加害者にさせないという観点も含めた未然防止策を重視する。

2　いじめの未然防止のための啓発活動と措置

(1)　いじめの問題を主題とした学習の機会

　生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。また、生徒が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解するよう努める。

(2)　授業づくりや集団づくり

　生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業、行事や部活動等に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

(3)　教職員の資質向上・研修の実施

教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。また、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、教育相談に応じる者や警察官経験者等の外部人材に協力を求め、いじめ防止対策に関する教職員の資質向上を図る研修を適宜行う。

(4)　保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に気を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校へ相談するよう啓発に取り組む。

(5)　学校評価による取組の改善

いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

3　いじめに対する教職員の心構え

いじめに向かわない資質・能力を養うためには、互いの存在を認め尊重し合う態度を育てるとともに、他者と円滑に関わるコミュニケーション力を伸ばすことが欠かせない。教職員は生徒への愛情を持ち、特に配慮が必要な生徒に目を向けながら、日々の HR 経営や授業･実習、部活動を通じた温かい教育活動を進め、生徒たちに自己存在感や充実感を与える。

いじめが生まれる背景を踏まえ、教職員の何気ない一言や態度が生徒を傷つけ、結果的にいじめを助長する恐れがあることを理解し、生徒への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、自問自答するとともに、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。

分かりやすい授業づくりを進めるため、教職員同士が互いの授業を参観し合い、意見を交わすことも重要である。また、資格取得に向けた学習や部活動など、生徒一人ひとりが力を発揮できる場面を通して「居場所」と「絆」をキーワードに、規律ある態度で授業や行事へ主体的に参加・活躍できるよう促し集団の一員としての自覚や自信を養っていく。

生徒の自己有用感・自己肯定感を高める取組として、授業や行事、資格取得への挑戦などの場面で生徒を認め励ます声かけを増やしていくことが重要である。そのためには、一人ひとりの様子を丁寧に観察し、声をかける機会を逃さないようにする。

4　いじめ未然防止教育の充実

国及び県が構築するいじめ未然防止教育の指導案・指導教材等のモデル（動画教材等を含む）を積極的に活用し、HR 経営や各授業等において、生徒自らがいじめについて考える機会を充実させる。

5　いじめの防止に向けての具体的な手立て

(1)　HR 経営等の教育活動の充実

ア　教師が生徒を受け止め共感的に関わることで、一人ひとりの持ち味を引き出し、互いを認め合える集団を育てる。

イ　生徒の主体的・自治的な活動を尊重し、規律と活気を兼ね備えた集団を育てる。

ウ　適切な言葉遣いのできる集団を育成する。本校では商業科目でビジネスマナーや敬語を学ぶことから、日常の言葉遣いにおいても相手を尊重する姿勢を大切にする。いじめは暴言がきっかけとなることも多く、不快語、不適切発言、対人ストレス語、スラング的悪口（仲間や特定の集団で使われる悪口）といった相手を傷つける言葉遣いへの指導を徹底することが重要である。

エ　ルールや規範が確実に守られるよう、年度当初を中心に継続的な指導を行う。また、改善に向けては、粘り強く毅然とした姿勢で指導を徹底することも大切である。

オ　アンケートや出欠の状況など、客観的に測定でき、繰り返し活用できる指標を用いて生徒の実態把握を行う。

カ　自身の HR 経営や教育活動を定期的に振り返り、見通しを持って対応する。

(2)　魅力ある授業の実践

各授業では、生徒が「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」を実感できる授業を目指す。

「楽しい」「わかる」授業を通して、生徒同士が学び合える場を保障する。

(3) 倫理観、道徳観の育成

感謝の気持ちや奉仕の心、ビジネスマナー等で学ぶ相手への配慮を備えた豊かな人間性を育む。生命や人権、思いやりを大切にする指導を実践する。

(4) 校内研修の充実

いじめの心理についての研修、グループエンカウンターなど社会性を育む研修／相手を思いやる力や自分の気持ちを伝える力を養うソーシャルスキルトレーニングの研修など、生徒の実態から必要と考えられる校内研修の充実を図る。

(5) 学校行事

文化祭・体育祭・修学旅行や、各種競技会・資格取得等、本校ならではの行事を通じて、生徒一人ひとりが達成感や感動を味わい、人間関係を深められるよう企画・運営・指導にあたる。

(6) 生徒会活動

生徒会が主体となったいじめ防止の呼びかけや、あいさつ運動などの自治的な活動を後押しする。

6 いじめ防止対策の検証・評価

いじめ対策委員会のうち、いじめ対策チームの構成員は年度末を目安に会議を開き、取組の進捗確認や対応がうまくいかなかった事例の検証を行い、必要があれば本方針や年間計画の見直し等を行う。

7 自殺予防教育の充実

県内の高等学校においても、生徒が自ら命を絶とうとした、あるいは実際に命を絶ってしまった事例が発生していることを踏まえ、自殺予防のための教育相談体制の構築や、生徒の援助希求的態度（困ったときに助けを求める力）の育成など、本校の実態に応じた自殺予防教育の充実を図る。いじめにより生徒が自殺を企図した場合は生命心身財産重大事態（1 号重大事態）に該当することを踏まえ、日頃からの見守りと早期対応を徹底する。

第 4 章　いじめの早期発見

第 16 条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

1　基本的な考え方

いじめは教職員の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われるなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒の見せるわずかな変化やサインを見落とさないようにアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換、共有を行う。

2　いじめの早期発見のための定期的な調査及び必要な措置

(1)　いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を怠ることのないようにする。

(2)　生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、いじめ対策委員会のもと、定期的なアンケート調査等を行い、必ず複数の目による状況の見立てを行う。

いじめアンケートは年３回、７月、12 月、２月末に定期実施する。アンケート結果は必ずいじめ対策委員会で共有し、気になる回答があった生徒には個別面談を行うなど迅速な状況確認につなげる。

併せて、「心の健康観察（スチューデント・センタード・ケア：SCC）」を年３回、７月、12 月、２月末に定期実施し、日常点検（毎日の心身の不調の把握）、定期点検（抑うつ等メンタルリスクの把握とアラート表示）、学校風土調査（心理的な安定性や学級運営上の課題の分析）のうち必要な調査を行い、客観的なデータに基づく早期発見に活用する。

(3)　相談体制の整備

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備し、いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守る。

(4)　教員と生徒の日常の交流を通した発見

休み時間・昼休み・放課後などの何気ない会話の機会を活かし、教職員が生徒に目配りをする。

(5)　複数の教員の目による発見

様々な教育活動の場面で複数の教員が生徒と関わることを重視する。休み時間・昼休み・放課後に計画的に校内を巡視し、普段人目が届きにくい場所や生徒用トイレ等注意すべき場所にも目を配る。

(6)　教育相談を通じた把握

年度当初・学期末などの個別面談やカウンセリングを通じて生徒理解を深める。スクールカウンセラー等の活用も積極的に図る。

※いじめ問題に迅速に対応するために（県教育委員会「いじめの重大事態対応マニュアル」より）

対応が遅れる要因例：

「この学校（クラス）では、いじめは起こらないであろう」「今のからかいは単なる悪ふざけだろう、いじめとは言えないだろう」「うちのクラス（部活動）でいじめが発生してしまった」

考え方の転換：

いじめはどこでも起こりうる。見過ごしているかも。いじめかも。注意深く生徒の様子を確認しよう。学校全体で取り組むため、「いじめ対策委員会」の担当者に相談しよう。

3　生徒同士の人間関係の客観的な把握

クラスや部活動の中に潜む人間関係のトラブルに気づけるよう、教員間の情報共有や各種調査を通じて実態把握に努める。

(1)　クラスや部活動の中にどのような人間関係のまとまりがあり、そこでの関係性がどうなっているかを注意深く観察する。

(2)　一見遊びやふざけ合いに見える行為でも、気になるものがあれば教職員間で情報を共有する。

4　いじめを訴え出ることの大切さと相談方法の周知

いじめを他者に訴え出ることは、人権と命を守るための立派な行動であることを、生徒及び保護者に日頃から指導・周知する。担任に限らず、話しやすいと感じる教職員に伝えてよいことを周知するとともに、教頭・生徒指導担当・教育相談室長・養護教諭・スクールカウンセラー等への相談方法、及び警察署・少年サポートセンター・医療機関（学校医）等の関係機関への相談方法についても、配布物等により周知する。

生徒・保護者との信頼関係を日頃から築いておく。どんなに些細な情報でも真摯に受け止め、学年等の関係職員間で共有する。「心身の安全を最優先に守る」という姿勢を示すとともに、教育相談室や保健室等、一時的に身を置ける場所や時間を用意し、心のケアに努める。

5　生徒が相談できる外部相談窓口

校内（担任、生徒課、教育相談室、スクールカウンセラー）での相談に加え、生徒本人が直接、外部の相談窓口へつながることができるよう、以下の窓口を C ラーニングやクラス掲示等により周知する。いずれも生徒本人が利用できるものであり、匿名で相談できるものも多い。（詳細は巻末「相談窓口・関係機関連絡先一覧」を参照。校内資料のため Web 版では非公開）

相談窓口	連絡先／特徴
24 時間子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310（なやみいおう）　24 時間・匿名相談可
静岡県 LINE 相談	ID：@shizuokasoudan　平日 14:00～22:00、土・日・祝 14:00～21:00・匿名相談可
若者こころの悩み相談窓口	0800-200-2326　24 時間対応

6　保護者や地域からの情報提供

いじめ問題に対する学校の考え方や取組、連絡方法等を、学校ホームページや配布物等により、入学時及び各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関に説明し、家庭や地域に周知して、認識をそろえた上でいじめの早期発見に向けた協力を仰ぐ。

第 5 章　いじめへの対処（早期解決に向けての取組）

※いじめ防止等のための基本的な方針
　教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを明記
⇒いじめ防止対策推進法第 23 条第 1 項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめをうけたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるもとする」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

1　基本的な考え方

　発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2　いじめの発見・通報を受けたときの対処

(1)　事実確認

　いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、24 時間以内に管理職に報告し、いじめ対策委員会において直ちに情報を共有する。共有する内容は、①被害者、加害者、関係者（誰が誰に、関係している人物は）②時間と場所（いつ、どこで）③内容（具体的にどのようないじめか）④背景と要因（いじめのきっかけは）⑤期間（いつ頃から、どのくらい）等、実態把握に必要な事項を適切に判断して得た内容を共有する。疑いが生じた段階で、客観的で正確な記録を残しておく。

　委員会は開催の都度、議事録を作成し保存する。認知した場合は管理職から速やかに設置者（高校教育課）へ報告する。

(2)　その後の対応

　生徒課及び当該学年が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめ対策委員会において適切に判断する。いじめが確認された場合には、管理職が設置者（県教育委員会）に報告する。

(3)　いじめられた生徒又はその保護者への支援

　いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際は、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

　いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を厳守することを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等いじめられた生徒の安全を確保する。併せて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部専門家の協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(4)　いじめた生徒又はその保護者への助言

　いじめたとされる生徒からも事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた生徒への指導にあたっては、当該生徒が抱える

問題などのいじめの背景にも配慮しつつ、また、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家にも協力を求めながら、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為を自覚させるよう毅然とした指導を行う。さらに、教育上必要があると認める場合には、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめた生徒に懲戒を加えることもある。

(5) 関係機関等との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携だけでは十分な対応ができなかったり、改善に向けて事態が好転しなかったりする場合には、警察、児童相談所、医療機関、人権啓発センターや法務局など関係諸機関と速やかに連携しながら対処する。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

(6) 関係する学級（学年、部活動）への指導・支援

いじめが起きた集団やいじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(7) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 4 点が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が少なくとも 3 か月を目安として止んでいる。

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない。

③ いじめの影響により不登校等の状況にないこと（適切な支援のもと、安心して登校・学習できていること）

④ いじめが解消したかの判断について、被害生徒及びその保護者に対して丁寧に説明を行い、納得・理解をえていること（または意向を確認していること）。

いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

3 いじめに対する組織的対応の流れ（発見から解決まで）

いじめの情報を得た教職員は、独断で判断して解決を焦ることなく、必ず管理職・生徒指導主事等へ報告する。以下の流れにより組織的に対応する。

① いじめの情報（気になる情報）のキャッチ

－いじめが疑われる言動の目撃、生徒・保護者からの訴え、アンケート等からの発見、同僚からの情報提供等

② 対策チームの編成（対策チーム・対策委員会を中心に事案に応じ柔軟に編成）

－事案に応じて、校長・副校長・教頭・生徒指導主事・保健課長・教育相談室長・各学年主任・担任・養護教諭、スクールカウンセラー・部活動顧問等で柔軟に編成する

③ 対応方針の決定・役割分担

－情報の整理（いじめの内容、関係する生徒、被害者・加害者・周囲の生徒それぞれの様子）、緊急度の確認（自殺・不登校・脅迫・暴行等の危険度）、被害者からの事情聴取と支援担当者、加害者からの事情聴取と指導担当者、周囲の生徒への指導担当者、保護者への対応担当者、関係機関への対応担当者を決定する

④ 事実の究明と支援・指導

－いじめの状況、経緯などを丁寧に聴き取り、事実に基づいた指導を行う。聴き取りの順番は、基本的に、被害者→状況を冷静に見ていた周囲の生徒→加害者とする

⑤　いじめに関わった被害者・加害者・周囲の生徒への指導
　　－下記 4・5 の留意事項に基づき、それぞれに応じた支援・指導を行う。カウンセリングも検討。

4　事情聴取の際の留意事項

〈留意すべきこと〉
・被害を受けた生徒や周囲の生徒から話を聴く際は、他の生徒の目に触れない場所・時間帯を選ぶ。
・生徒が安心して話せるよう、相性の良い聞き手や落ち着ける場所を選ぶ。
・関係者間で話に食い違いがないかを確認するため、複数の教員で聴き取りにあたる。
・情報を提供した生徒の名前は厳重に守り、仕返しなどが起きないよう細心の注意を払う。
・聴き取りが終わったら、学校が確認した事実を保護者に説明する。

〈事情聴取の段階でしてはならないこと〉
・被害生徒と加害生徒を同じ場に集めて事情を聴くこと。
・注意、叱責、説教だけで終わること。
・両者の言い分を聞いただけで、その場で和解させようとすること。
・謝罪させるだけで対応を終えること。
・当事者間の話し合いのみで解決させようとする指導を行うこと。

5　被害者・加害者・周囲の生徒への対応

(1)　被害者（いじめられた生徒）

　いかなる理由があっても寄り添って対応し、表面的な変化で解決したと判断せず支援を継続する。学校はいじめを絶対に許さないこと、今後の指導の仕方を伝え、自己肯定感の喪失を食い止めるよう良さや優れているところを認め励ます。

(2)　加害者（いじめた生徒）

　いじめに至った背景も踏まえつつ、行為そのものには毅然とした態度で指導する。中立の立場で事実確認を行い、被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁等を許さず、今後の行動の仕方について考えさせる。

(3)　観衆・傍観者

　いじめは集団全体の問題として対応し、勇気を持っていじめの事実を告げることは「人権と命を守る立派な行動であることを伝える。いじめを許容しない集団づくりに向けて話し合いを重ねる。

6　保護者との連携

事実に基づき丁寧なコミュニケーションを図り、協力を求める。

(1)　被害を受けた生徒の保護者への対応

　事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、把握した事実を正確に伝える。学校として徹底して生徒を守り支えていく姿勢を伝え、今後の対応方針を具体的に説明する。事案の全容が明らかになるまでは、相手方保護者への連絡を控えるよう依頼する。必要に応じてカウンセリングを促す。

(2)　加害生徒の保護者への対応

　事情聴取の後、保護者に来校いただき、経緯を含めて事実を伝え確認する。学校としては、事実を踏まえて指導し、生徒の今後の成長につなげたい思いを伝える。必要に応じてカウンセリングを促す。

(3)　保護者との日常的な連携

　年度の早い段階から保護者会などの機会を通じて、いじめに対する学校の考え方や対応方法を伝え、協力や情報提供を依頼する。

第 6 章　ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性（匿名性、拡散性、永続性等）によって生じる危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルの最新動向をつかみ、情報モラル教育に関する指導力を高めるよう努める。

1　ネット上のいじめとは

パソコンやスマートフォンなどを使い、特定の生徒への悪口・誹謗中傷をインターネットの掲示板に書き込んだりメールで送ったりする等、その対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。メール・ブログ・チェーンメール・学校非公式サイト・SNS・動画共有サイトでのいじめが想定される。

〈ネット上のいじめの特殊性による危険〉

・匿名であれば身元が特定されないという油断から、安易に中傷の書き込みが行われやすく、被害を受けた生徒は「みんなから責められている」と感じてしまうなど、精神的な打撃が大きい。

・ネット上に載せた個人情報や写真は加工が容易であるため、中傷の材料として悪用されるおそれがある。また、スマートフォンで撮った写真を軽い気持ちで投稿すると、位置情報（GPS）から自宅が割り出されるなど、個人情報が漏れる危険もある。

・いったん外部に漏れた個人情報は取り戻すことがほぼ不可能であり、不特定多数に拡散したり閲覧されたりする恐れがある。

2　未然防止対策

校則の徹底や学校での情報モラル教育だけでは対応に限界があり、家庭での指導が欠かせないことから、保護者と密に連携しながら双方で指導にあたる。

〔保護者に伝えたいこと〕

生徒のパソコンやスマートフォン等の管理は第一義的に家庭の役割であり、フィルタリング機能に頼るだけでなく、家庭内で危険から生徒を守るためのルールを定めること。「ネット上のいじめ」は他のいじめよりも生徒に深刻な影響を及ぼしうることを理解しておくこと。家庭においては、メールを見た際の表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒特有の小さな兆候に気づいたら、ためらわずに声をかけ、速やかに学校へ相談すること。

〔生徒に理解させるポイント〕

発信した情報は多くの人にすぐに広まること。匿名でも書き込みをした人は特定できること。違法情報や有害情報が含まれていること。書き込みがきっかけとなって思いがけないトラブルに発展し、被害者の自殺のみならず傷害等の犯罪に至るおそれがあること。一度流出した情報は簡単には回収できないこと。

3　ネット上の書き込みや画像等への対応

被害の拡大を防ぐために、専門機関等（警察、法務局、静岡県警察少年サポートセンター等）に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。書き込みの確認（掲示板のアドレスを記録、書き込みをプリントアウト、スマートフォンの場合はスクリーンショット等）→掲示板の管理人・プロバイダに削除依頼→拒否された場合は警察・法務局へ相談、という手順で対応する。誹謗中傷の書き込みは紛れもなく「いじめ」であり、決して許されないこと、匿名で投稿していても発信者は必ず特定できること、書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されることを、生徒への指導のポイントとする。

4　ネットいじめ対策の強化

国のいじめ防止対策の更なる強化（令和 6 年 11 月 8 日決定）を踏まえ、教職員研修や保護者への啓発を通じて、生徒の発達段階に応じたインターネットの適切な利用に関する教育を継続的に実施する。また、県が実施するスクールネットパトロール事業（SNS 等インターネットを通じて行われるいじめ問題への対応を専門業者へ委託）の結果、リスクの高い書き込みが発覚した場合は、県教育委員会高校教育課からの連絡に速やかに対応し、報告する。

第 7 章　重大事態への対応

【「いじめ防止対策推進法」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省　令和 6 年 8 月改訂）及び「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づく】

1　重大事態とは（定義）

(1)　いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（自殺企図、重大な傷病等）（通称：生命心身財産重大事態　法第 28 条第 1 項第 1 号、1 号重大事態）

> 「生命心身財産重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談し、慎重かつ丁寧に判断する必要がある。心身に重大な被害が生じたことにおける心身への被害についてはいじめを認知し対応を行った後も、当該生徒の様子を継続的にきめ細かく観察するなど丁寧な対応を図ることが必要である。例えば、被害生徒がいじめの事案で退学・転校した場合は退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当し、適切に対応することが求められる。

(2)　いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（通称：不登校重大事態　法第 28 条第 1 項第 2 号、2 号重大事態）

＊相当の期間とは、年間 30 日を目安。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査に着手。

2　重大事態調査の目的

重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及及びその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、背景・事実関係を明らかにし、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。また、不登校重大事態が発生し、現在も対象生徒が欠席を余儀なくされている場合には、**不登校状態の解消も調査の目的に含まれる。**この調査は、学校関係者や対象生徒をはじめとする生徒及びその保護者等の協力の下で行うものであり、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、当該いじめ行為が対象生徒の重大な被害に与えた具体的な影響等の説明が難しい場合も想定される。しかしながら、同様の事態を二度と起こさないため、外部の専門家等の協力も得つつ、可能な限り正確に事実関係を明らかにするとともに、その結果をもとに適切に当該重大事態への対処及び再発防止に真摯に取り組む。

なお、本校は静岡県が設置する県立高等学校であることから、公立学校に関する規定（法第 29 条・第 30 条）に基づき対応する。

3　重大事態の判断に関する留意事項

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始する。

被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

被害児童生徒や保護者からの申し立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、重大事態ではないとは断定できないことに留意する。

いじめを受けた疑いがある生徒が学校を転校又は退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があり、生命心身財産重大事態に該当することが考えられる。

重大事態の疑いがあるかどうか確認ができていない場合には、法第 23 条第 2 項（学校いじめ対策組織による事実関係の確認）及び法第 24 条（学校による対処）に基づく調査を通じて確認を行う。

生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。電話や口頭でのやり取りに終始せず、聞取りシートに基づいて、保護者等に具体的な状況を記入

してもらうことで、申立てを受ける際に円滑な意思疎通を図ることや、訴えを正確に把握し、それを踏まえて迅速な対応につなげることができる。

4　教職員の行動指針（基本的姿勢）

重大事態調査を行うに当たり、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。全ての教職員は、次の行動指針を徹底します。

(1) 調査の対応と並行して、対象生徒への心のケアや必要な支援、関係生徒に対する指導及び支援等に取り組みます。

(2) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応します。

(3) 重大事態調査の実施やその対応を行うチームと、生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど、同時並行で対処できる体制を構築します。

(4) 学校外のことで生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、軽々に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意します。

(5) 対象生徒・保護者の心情を害することは厳に慎みます。

(6) 対象生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、学校として、自らの対応を振り返り、検証します。

(7) 重大事態に該当するにも関わらず、対象生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことはしません（調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応します）。

5　事例（重大事態に該当し得る例）

ガイドラインに示されているいじめ（疑いを含む。）により、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例（①～④）。これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。また、金品等の重大な被害については、その行為の手法、回数などを総合的に考慮することになる。（次頁へ）

ガイドラインによる例示

【生命心理財産重大事態・第一号重大事態の例示】
①児童生徒が自殺を企図した場合
・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合
・リストカットなどの自傷行為を行った。
・暴行を受け、骨折した。
・投げ飛ばされ脳震盪となった。
・殴られて歯が折れた。
・心的外傷後ストレス障害と診断された。
・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③金品等に重大な被害を被った場合
・複数の生徒から金銭を強要され、総額 1 万円を渡した。
・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合
・欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

【不登校重大事態・第二号重大事態の例示】
⑤いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合
・いじめを認知し、解消に向けて校内において組織的に取り組んでいる段階であるが被害児童生徒の欠席が継続又は断続的に続いている。
・一定期間連続で欠席しており、学校ではいじめを認知していないが、児童生徒・保護者から「いじめがあり、学校に行きたくない」との申立てがあった。

※印の事例については、通常このような行為があれば生徒の心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめ重大事態として捉える。

6　重大事態への対応　～文科省資料より～

(1)　重大事態の発生報告

学校は、当該地方公共団体の教育委員会を通して、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長へ報告しなければならない（法第 30 条第 1 項）。

学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、24 時間以内に管理職等へ報告するとともに、学校いじめ対策組織（相談・通報窓口）で情報（アンケート結果を含む）を集約・共有し、いじめの事実の有無を確認した上で、管理職が学校の設置者（県教育委員会）に報告する。校長のリーダーシップの下、学校いじめ対策組織で指導・支援体制を組み、対象生徒・保護者と情報共有を図る。「自分一人で解決しなければ」「迷惑はかけられない」という抱え込みをなくす。学校の設置者は法第 30 条第 1 項に基づき、該当地方公共団体の長（静岡県知事）及び文部科学省に対しても重大事態の発生報告を行う。

(2)　初動対応

重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者（原則、学級担任、生徒課長、教育相談室長等）を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、継続的な支援・情報共有を行う。学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等（出欠記録、指導記録、アンケート結果等）の収集、整理に取りかかる。学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間をあらかじめ明確に定めておく。学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。

(3)　調査組織の設置

当該学校の設置者又はその設置する学校は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする（法第 28 条第 1 項）。

調査主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。ただし、調査目的を達成できないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると学校の設置者が判断する場合には、学校の設置者主体として調査することを妨げるものではない。特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が特に高い重大事態は次のとおりである。

① 対象生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
② 対象生徒と関係生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

〈「専門家」と「第三者」の違い〉

「専門家」とは、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者であり、具体的には弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が想定される。「第三者」とは、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」をいう。重大事態が発生した学校を日頃から担当する弁護士や心理・福祉の専門家が調査に委員として参加する場合、専門家の観点から加わることは適切であるが、第三者として位置付けて加えることは適切とは言えない。専門家を調査組織に加える場合は、専門家であり第三者でもある者を加えることが適当であり、その際は職能団体や大学、学会に対して、直接の人間関係又は特別の利害関係がない公平・中立的な専門家の推薦を依頼し、任命することが考えられる。

(4)　対象生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

調査を始める前に対象生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが、円滑に調査を進めることにつながる。調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図る。事前説明は、①いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と、②調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項の 2 段階に分けて行うことが望ましい。説明事項をリスト化して対象生徒・保護者に示すな

ど、説明内容を「見える化」する。関係生徒・保護者への説明も行う。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係生徒や保護者等の協力が重要である。対象生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態として法に基づき重大事態調査を行わなければならない。

(5) 調査の実施

学校設置者又はその設置する学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする（法第 28 条第 2 項）。

調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。調査の進め方、スケジュールは調査組織において決定する（事案の特性や対象生徒等の意向も考慮）。対象生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。アンケート調査や聴き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行う。警察が捜査・調査中の事案について生徒から聴き取りを行う場合には、事前に警察と調整を図る。対象生徒・保護者に対して、適切に経過報告を行う。各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告する。

(6) 調査結果報告・公表

学校の設置者は又はその設置する学校は、調査結果について、当該地方公共団体の長へ報告する。報告の際、被害児童生徒又はその保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる。各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行う。

(7) 再調査・再調査報告

報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる（法第 30 条第 2 項）。再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば次のようなものが挙げられる。

① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
② 事前に対象生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象生徒・保護者に説明していないなどにより対象生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

生徒から何度も聴き取り等を行うことは心理的負担を伴うものであるから、再調査で新たに聴き取りやアンケート調査を行う場合には必要最小限の確認になるように配慮する。地方公共団体の長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない（法第 30 条第 3 項）。各学校の設置者は、文部科学省に対して再調査の開始報告及び再調査報告書の提供を行う。

(8) 報道への対応

情報収集と外部への発信窓口は副校長に一本化する。公表の可否や範囲については、必要に応じて教育委員会の指示を仰ぐ。虚偽や憶測を交えず事実を正確に伝える一方、生徒等のプライバシーには十分に配慮する。事実と異なる報道があった場合は訂正を求め、必要であれば法的な対応も検討する。

なお、重大事態に該当するか否かにかかわらず、生徒指導上の重大な事案（自殺企図、暴行による重傷、犯罪行為等）については、県教育委員会「高校教育課に報告を要する生徒指導事案の報告基準」に基づき、病院への搬送や警察への届出を要する場合を含め、速やかに高校教育課へ報告する。

7 個人情報保護及びいじめ調査アドバイザーの活用

重大事態調査においては、その過程で生徒等の個人情報を取り扱うこととなるため、調査主体及び調査組織において、個人情報保護法の規定に基づいて対応する。調査結果の提供や公表に限らず、調査の過程で収集した個人情報の記載された資料等の保管・廃棄等も適切に行う。調査報告書は、特段の支障

がない限りは公表することが望ましいが、公表に当たっては、記載のある生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとる。

重大事態調査の実施に当たり、調査組織の立ち上げや委員の人選等に苦慮する場合は、こども家庭庁「いじめ調査アドバイザー」（法律・医療・心理・教育の専門家で構成）による、第三者性（中立性・公平性）確保の観点からの助言を、設置者（県教育委員会が窓口）を通じて積極的に活用する。

8　調査結果を踏まえた対応

調査報告書の内容を踏まえ、対象生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行っていく。対象生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。調査結果を踏まえて中長期的に対象生徒の支援や配慮が求められる場合もある。また、いじめを行った生徒に対しても必要な指導及び支援を行う。

9　再発防止に向けた取組

学校は調査により明らかにされた事実に誠実に向き合い、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。また、全職員の共通理解の下、生徒の安全を守ることを最優先しながら、事実の再発防止に向けた迅速な対応が求められる。

再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行う。

第 8 章　関係機関との連携強化

1　教育・福祉・警察等連携による加害生徒への対応強化

加害生徒に対しては、学校・教育委員会による毅然とした指導・対応を行うとともに、必要に応じて教育委員会・こども家庭センター等が連携した教育・福祉一体となった支援を行う。いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知する。

2　警察との連携

犯罪として取り扱われるべきと認められる事案や学校のみで対応するか判断に迷う事案においては、警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めるとともに、警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化を図る。

3　スクールロイヤー等専門家の活用

県立高等学校におけるスクールロイヤー活用事業（生徒対象のいじめ予防出前授業、教職員研修、定期・随時の法律相談等）を積極的に活用し、法的側面からのいじめ防止教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決に向けて取り組む。懲戒による退学等、指導の妥当性に迷う場合は、必要に応じて高校教育課（スクールロイヤー）に相談する。

4　こども政策担当部局・地域との連携

いじめ防止や不登校対策について、教育委員会・学校とこども政策担当部局や福祉部局等が積極的に連携し、地域の関係機関、NPO 法人等の民間団体、保護者、地域住民等との連携の下、社会総がかりでの対応を進める。

別紙（校内資料のため Web 版では非公開）

＊静商いじめ防止対策年間計画
＊調査記録用紙
＊聞き取りシート（事情聴取記録シート）
＊「いじめ重大事態に対する平時からの備え」自己点検チェックリスト
＊相談窓口・関係機関連絡先一覧